

沖縄県の米軍基地をめぐる訪米要請活動

— 沖縄県の対外活動の内容と他県との比較、 そのインプリケーション —

名 嘉 憲 夫 *

I. はじめに

1945年夏の米軍による沖縄島の占領以来、沖縄では、米軍基地の問題は形を変えながら継続的に続いているだけでなく、近年は複雑化の様相を呈している。その最たるものが、普天間基地の閉鎖と辺野古新基地建設問題であろう。1996年に、沖縄に関する特別行動委員会（SACO, Special Action Committee on Facilities and Areas in Okinawa）によって、普天間基地の閉鎖・返還が日米政府によって合意されてから25年も経つが、いまだに解決の見通しはつかない。

一方、米軍基地の返還や米軍基地に関連した事故や事件に対する沖縄県民の抗議や抵抗も長きにわたって続いている。ここ数年は、普天間基地閉鎖・辺野古新基地建設問題に焦点が当てられているが、沖縄県の地道で継続的な「訪米要請活動」については、以外と知られていない。現在、日本における米軍基地は13都道府県にあるが、米軍基地をめぐる沖縄県の活動は、他県には見られない特徴がある。例えば、2019年2月に、辺野古基地をめぐる沖縄県民投票が行われた。投票者の約7割が辺野古への普天間基地移設に反対した。

それを受けて、沖縄県の玉城デニー（本名は康弘）知事は、こじれた辺野古問題を解決するために、同年5月に沖縄県と日本政府、米国政府の間で協議の場を持つことを提案したが、いまだ実現に至っていない（東京新聞、2019年5月22日、朝刊 p.1）。辺野古基地問題は、2021年の8月現在においても、解決の糸口がつかめない状況である。国の専管事項とされる防衛分野で、一地方自治体にすぎない沖縄県が、国や米国政府と並んで話し合いの場を持ちたいという提案に、違和感を持たれた方もおられるのではないだろうか。

筆者は2001年に、地方分権の視点から、沖縄県の国際交流活動に加え、1) 米国

* 名嘉憲夫は社会科学研究所の研究員。

における基地関連情報の収集や伝達活動、2) 米軍基地から発生する問題に対処する県・国・米軍の三者による定期的な“協議活動”、3) 米軍基地の整理・縮小・返還を直接、米政府関係者に訴える“訪米要請活動”について調査を行い、その結果を論文「沖縄県の対外活動と地方自治・分権—独自の国際交流活動と米軍基地返還要請活動」(2003)にまとめた。

調査の結果、以下のことがわかった。①他県の対外活動が文化的社会的活動と経済活動の領域に集中しているのに対し(上村英明, 1991; 市岡政夫, 2000)、沖縄県の対外活動は政治的活動の領域も含んでいること、特に、②米軍基地から発生する問題をめぐる県・国・米軍の“協議”も、他県の場合は、防犯・防災を主とした「連絡調整・意見交換」にとどまっているのに対し、沖縄県の場合は、主催者の“持ち回り”という形式を通して国と米軍に“対等な関係のスタンス”を保ちつつ、さまざまな実質的問題の討議と解決にまで踏み込んでいること、③米軍基地の縮小返還に関して、沖縄県知事以下の関係者が訪米して直接、米政府関係者に要請するという活動など、他県には見られない独自の特徴があった(名嘉憲夫, 2003, pp.186-212)。

これらのことは、沖縄県の発行する米軍基地関係資料(印刷物及び県ホームページPDFファイル)の分析に加え、県の基地対策室および米軍基地のある13都道県の管轄部署への電話インタビューによって明らかにされた。調査結果をまとめた上記の論文では、沖縄県のこうした独自の対外活動を、地方分権をめぐる国内的視点と国際的視点、ポスト産業社会論を結合した視点から理解する必要性を強調した。

本稿ではまず、米軍基地に関する沖縄県の対外活動の実態を、基地関連資料の分析に加え、2001年の最初の調査と2011年の再調査の結果を、2019年9月に行った調査結果と比較した。そして、改めてどのような変化があったか(なかったか)を確認した。2011年の調査結果は、2012年に早稲田大学で行われた「復帰40周年沖縄国際シンポジウム：これまでの沖縄学、これからの沖縄学」でいったん発表された(名嘉, 2012)。2019年の調査によって得られた情報を基に、2011年時点でのデータを精査して再コード化し、データを2か所修正した。また、2001年のデータについても、1か所を再コード化した。しかし、データの解釈は基本的には変わっていない。次に、沖縄県の訪米要請活動を理解するための2つの理論的な枠組み、および紛争解決論の理論的枠組みを紹介した。最後にそれらのインプリケーション(含意)を検討した。

II. 沖縄の米軍基地問題に関する研究

これまでの沖縄の米軍基地問題に関する研究は、大きく分けて3つの種類がある。1) 基地建設や住民の抵抗の歴史を記述したもの：沖縄タイムス社編（1996）、明田川融（2008）、NHK取材班（2011）、2) 基地をめぐる国内政治過程を国際関係との関連で論じたもの：我部政明（2003）、自治労連・地方自治問題研究機構（2010）、前泊博盛（2011）、3) 基地から発生する事故や事件、環境問題の事実やそれらへの法的・政治的対応や政策を分析したもの：沖縄国際大学公開講座委員会（1997）、浦田賢治（2000）、伊波洋一（2006）、世一良幸（2010）などである。（実際は、ほとんどの著作がそれらの3つの側面を少しずつ含んでいるのであるが。）島袋純・阿部浩己が編集した『沖縄が問う日本の安全保障』（2015）は、これらのテーマを網羅した論文をまとめている。⁽¹⁾

しかしながら、筆者が調べた範囲では、米軍基地から発生する問題に対処する県・国・米軍の“定期的な協議活動”については、沖縄タイムス社基地問題取材班『沖縄の基地』（1984）のなかに多少の記述があり、また、米軍基地の整理・縮小・返還を直接、米政府関係者に訴える“訪米要請活動”については、松本英樹「沖縄における米軍基地問題」（2004）がわずかに論じているだけである。沖縄県の対外活動を他府県の活動と比較した研究はこれまでのところみられない。したがって、そのような研究が必要とされる所以である。

III. 本研究の目的と研究方法

本研究の目的は以下の4つである。1) 米軍基地に関する沖縄県の在米情報収集・伝達活動を2001年と2019年現在で比較すること、2) 米軍基地から発生する問題に対処する県・国・米軍の“定期的な協議活動”の有無とその内容、および3) 米軍基地の整理・縮小・返還を直接、米政府関係者に訴える“訪米要請活動”の有無とその内容について、改めて2001年、2011年、2019年の調査を比較し、沖縄県と他都道府県の活動に違いや変化があるかどうかを見ること、最後に4) そのような活動についての理論的インプリケーションを考察することである。

研究方法としては、まず沖縄県庁から入手した米軍基地関連の資料を分析し、次に

(1) 近年、沖縄の米軍基地に関係した研究は、地位協定や日米合同委員会に関するものへと広がりを見せているが、現時点ではそれらをカバーしきれていない。それらのレビューについては今後の課題である。

2001年と2011年、2019年に、米軍基地のある13もしくは14都道府県の管轄部署へ行った電話インタビューの結果を分析して比較し、それらの活動の実態や18年間に変化があったかどうかを確認するという方法を取った。また、沖縄県の知事公室基地対策課を2019年9月12日に訪れ、各テーマの3人の担当者に直接インタビューを行った。その後、3つの理論モデルを提示して検討を行った。それでは順にみてみよう。

IV. 2001年と2019年における沖縄県の在米情報収集・伝達活動の比較

米軍基地に関する沖縄県の在米情報収集・伝達活動は、2001年当時、ニューヨーク在住の元国連広報部長に、基地関係情報収集に関する業務委託事業として依頼するという形で行われていた。その内容は次のようなものである。①米軍基地に関する情報や資料を米国内の国際機関や米国政府関係機関から収集・分析し、県に送付する、②議会を含む米国政府関係者や学識経験者などとの連絡調整、③マスメディア記事を収集・分析し、県に送付する、③沖縄県の要請文書や基地関連資料を米国の関係機関に伝達する、④米国内の大学やシンクタンクの論文等を収集・送付することなどである。(沖縄県総務部知事公室基地対策室, 1998b; 名嘉 2003, pp.198-199)。

この活動は、2019年の段階では、沖縄県のワシントン駐在事務所の活動として、内容も規模も幅広いものになっていた。ワシントン駐在事務所は、2015年4月に、「辺野古新基地に反対する県民世論及びそれを踏まえた建設阻止に向けた知事の考えや沖縄の正確な状況を米国政府、連邦議会関係者等へ伝え、沖縄の課題解決に向けて取り組むため、沖縄の基地問題に関連する情報収集、沖縄の状況などの情報発信、知事訪米の対応を主な役割として、設置された。」(沖縄県知事公室基地対策課, 2018a, p.116)。駐在事務所は、年間予算6000万円～7000万円ほどで、所長と職員2名常駐、事務所運営業務委託者によって担われている。

活動内容は、米軍基地関連の情報収集や、英文冊子「What Okinawa Wants You to Understand about the U.S. Military Bases」の発行、英文ホームページによる情報発信のほか、米国政府関係者、連邦議員、有識者、マスメディア、県出身者への接触や説明、知事訪米時の対応、ジョージ・ワシントン大学図書館への沖縄関連図書2000冊の寄贈による「沖縄コレクション」設置などである。駐在事務所は、2021年3月31日までに、米国連邦議会関係者1,113名、国務省関係者88名、国防総省関係者42名、NSC(国家安全保障会議)関係者3名、副大統領経験者1名、報道関係者146名、県人会関係者44名、シンクタンクの有識者等717名、延べ2,154名の関係

者と面会などを行い、知事の考えと沖縄の正確な状況を説明し、理解と協力を求めている。そのほか、基地問題以外の文化交流や広報活動も行っている。(沖縄県知事公室基地対策課, 2018a, pp.116-117)。(2)

以上のように、米軍基地に関する沖縄県の在米情報収集・伝達活動は、2001年と2021年を比較すると、その内容も規模も格段に大きくなっている。沖縄県知事の訪米時には、要請活動を支える必要な役割を担うまでになっているのである。

V. 2001年、2011年、2019年における県・国・米軍の“定期的な協議活動”と“訪米要請活動”の比較

ここでは、米軍基地から発生する問題に対処する県・国・米軍の“定期的な協議活動”の有無とその内容、および米軍基地の整理・縮小・返還を直接、米政府関係者に訴える“訪米要請活動”の有無とその内容について検討したい。まず、2001年と2011年、2019年に行った電話インタビューを比較する。2001年の13都道県は、防衛施設庁の資料から米軍基地のある都道県を特定したものである。2011年の14都道県は「渉外関係主要都道県知事連絡協議会」(渉外知事会)のリストから特定した。2011年リストでは、茨城県と山梨県は米軍と自衛隊との共用施設があるということでリストに入り、佐賀県はリストから無くなっている。2019年の13都道府県は、防衛省のホームページのなかの表「在米軍施設・区域(専用施設)都道府県別面積」に依拠して確定した。電話での質問は以下の2つである。まったく同じ質問を、2001年と2011年、2019年にも行った。

質問内容

- 1) 米軍基地をめぐる様々な問題(例えば、騒音問題、環境問題、犯罪、用地の返還)を定期的に協議する場を、県(都、府、道)と国(防衛施設局)、米軍の間で設けていますか?
- 2) 米軍基地をめぐるそのような様々な問題に関して、県知事もしくは県職員が直接アメリカに向いて、米国政府の代表(例えば、国務省、国防省、連邦議会)と接触したり要請したりといったことはありますか?

(2) 沖縄県 HP、ワシントン駐在活動状況報告の事項も参照した(閲覧日: 2019年9月16日及び、2021年8月29日) <https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/washington.html>

まず 2001 年の電話調査結果を示した表 1 を見てみよう。2001 年には、神奈川県と沖縄県が、米軍基地をめぐる様々な問題を、定期的に協議する場を県と国、米軍の間で設けている。神奈川県の場合、県が事務局を務める「県央地区渉外連絡委員会」と防衛省南関東防衛局が主催し、年度 1 回のペースで開催される「航空機事故連絡協議会」がある。

一方、沖縄県の場合「沖縄県に所在する施設及び区域を管理及び運用することから生ずる問題であって、各構成員（国、米側、沖縄県）の共通の関心を有するものについて、それぞれ拘束されない自由な立場から協議するため」に、「三者連絡協議会」（三者協）が 1979 年 7 月に設置されていた（沖縄県知事公室基地対策課，2018a, p.109）。三者協では、構成メンバーが輪番で会議を主催することになり、当初は本会議と幹事会あわせて、年 2 回もしくは 4 回もたれた。そこでは、米軍基地の騒音問題、基地の整理統合、基地内の消防体制、演習場の安全対策、下水道負担金、綱紀肅正、環境問題、松くい虫の駆除、米軍人・軍属による事件・事故の防止、軍人・軍属らとの婚姻関係から生まれる問題への日本人女性の支援などを幅広く協議している（沖縄県総務部知事公室基地対策室，1998a, pp.412-413; 「三者連絡協議会議題等について」，1998c）。

「三者協」は、1979 年 7 月の第 1 回開催から 1995 年 3 月の第 16 回まで継続的に開催されたが、その後、「三者協」の性格や議題の範囲等について各構成員の認識に齟齬が生じ、その後の 4 年間は開催されなかった。しかし 1999 年に再開され、2003 年までに 24 回の協議会が持たれた。災害時の相互連絡体制の確立や防災訓練マニュアルが作られ、2004 年以降は、沖縄県総合防災訓練の情報伝達訓練に在米軍が参加している。⁽³⁾

(3) 沖縄県知事公室基地対策課（2018a）、pp.109-112 にも、「三者協」の詳細な活動内容が記載されている。

表1. 各県の定期的な米軍基地関係協議会の有無、および知事もしくは県職員の米国における要請活動の有無に関する電話調査（2001年3月14日、15日）
（名嘉憲夫, 2003, p.205より）

都道府県名	担当課	定期的協議会	米国における要請活動
1 北海道	総務課	なし	なし
2 青森	行政特別対策室	なし	なし
3 埼玉	政策総務課	なし	なし *a
4 東京	政策調整部基地対策	なし	なし
5 神奈川	企画部基地対策室	あり	なし
6 千葉	文化国際課	なし	なし
7 静岡	生活文化部渉外室	なし	なし
8 広島	総務課	なし	なし
9 山口	岩国基地沖合移転対策室	なし *b	なし
10 福岡	総務課	なし	なし
11 佐賀	総務課	なし	なし
12 長崎	国際基地対策班	なし	なし
13 沖縄	知事公室基地対策課	あり	あり

*a 電話調査では、担当職員が「1994年に、別の要件で渡米した知事が、基地返還に関して空軍主席補佐官と話をした」と述べた。2001年の表では、この説明を付けたうえで「あり」とした。しかしこれは、米軍基地の整理縮小の要請を直接目的とする訪米活動とは異なるので、今回は「なし」と集計された。

*b ただし、不定期の「岩国日米協議会」がある。

米国における要請活動については、表1にあるように、2001年当時、米国における要請活動を行っているのは沖縄県のみである。したがって、県、国、米軍の間で定期的な協議の場を設定して幅広い問題について協議し、さらに2001年の調査当時までに、通算9回もの対米請活動を行っているのは沖縄県だけであった。

次に、2011年の電話調査結果を示した表2をみてみよう。2011年には、米軍基地をめぐる様々な問題を定期的に協議する場を、県と国、米軍の間で設けているのは、神奈川、長崎、沖縄の3県に増えている。神奈川県は、神奈川県中央地区にある市、国、米軍の間で、情報交換と良好な関係の維持のための意見交換の場である「県央地区渉外連絡委員会」があった。南関東防衛局の主催で、年1回航空事故への連絡体制と応急体制をつくるための協議の場もある。これらは、2001年の調査結果と同様の内容である。

表2. 各県の定期的な米軍基地関係協議会の有無、および知事もしくは県職員の米国における要請活動の有無に関する電話調査（2011年3月23日、24日）

都道府県名	担当課	定期的協議会	米国における要請活動
1 北海道	危機対策局基地対策	なし	なし
2 青森	行政特別対策室	なし	なし
3 埼玉	政策総務課	なし	なし
4 東京	知事本局基地対策部	なし	なし
5 神奈川	総務局基地対策課	あり	なし *a
6 千葉	政策企画課	なし	なし
7 茨城	政策審議課	なし	なし
8 静岡	県民生活課	なし	なし
9 山梨	北富士演習場対策課	なし	なし
10 広島	国際課、危機管理課	なし *b	なし
11 山口	岩国基地対策課	なし	なし
12 福岡	行政経営企画課	なし	なし
13 長崎	基地管理課	あり	なし
14 沖縄	知事公室基地対策課	あり	あり

*a 「渉外関係主要都道県知事連絡協議会」（渉外知事会）の会長としての神奈川県知事の訪米はあったが、県独自の訪米はなかった。

*b 中国四国防衛局主催の「米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会」に、山口県や愛媛県とともに広島県も一応参加しているが、実際はあまり活動はないとのことである。2011年の当初の集計表では、この「連絡協議会」が少なくとも形式的に設置されているとの判断で、広島県と山口県とともに「あり」とされた。しかし、2019年の電話調査で、両県の担当者から「形はあるが、ほとんど活動がないので、“なし”」と明確に解答されたので、この表では「なし」となっている。

長崎県には、2005年から、県、九州防衛局、佐世保防衛事務所、米軍で構成される年1回の「米海軍佐世保基地防犯連絡会議」があった。今回の電話インタビューでも、同名の連絡会議が続いていることが確認された。

一方、沖縄県の場合、前掲の「三者連絡協議会」とは別に、米軍施設・区域外における米軍人・軍属による公務外の事件・事故の防止を図ることを目的として、関係機関が協力し、その対策を協議・調整する場として、「米軍人軍属等による事件事故防止のための協力ワーキングチーム」が、外務省沖縄事務所を事務局として2000年から活動している。ワーキングチームは、沖縄県と市町村、防衛庁、外務省、沖縄総合事務局、在沖米軍、米領事館の部長クラスで構成されている。（本会議のほかに主要メンバーの会議もある）。ミーティングは、2000年から2011年まで、当初は不定期で

要請に応じて開催ということになっていたが、これまでに 19 回（年平均 1.58 回）開催されており、事実上、制度化された協議の場になっていた。2017 年までに、合計 25 回の協議や調整が重ねられた。⁽⁴⁾

沖縄県知事公室基地対策課が発行した『沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）』（2019a）によると、沖縄県では 2009 年～2018 年まで、「基地関係事件・事故数」は合計 776 件起きている。交通事故を除く「米軍構成員等による犯罪検挙数」は、1972 年の沖縄返還時から 2018 年までに合計 385,509 件起きている（検挙人数は 156,710 人である）。殺人、強盗、強姦、放火などの凶悪犯だけでも 580 件（検挙人数 747 人）、粗暴犯は 1,081 件（1,289 人）にもものぼる（p.92,pp.96-99）。沖縄返還以降の 47 年間で年平均 12.3 件、したがってほぼ毎月、沖縄のどこかで凶悪犯罪が起きていることになる。凶悪犯罪が沖縄県民にとって、米軍人・軍属の犯罪がいかに深刻なものか、まさに住民の“人間の安全保障”を脅かすものであるかがわかる。⁽⁵⁾

沖縄県知事らによる訪米要請活動については、1985 年以来、2011 年時点までに 14 回行われた。（1 回は「渉外知事会」の会長である神奈川県知事と、副会長である沖縄県知事が行った 2009 年の訪米要請活動と平行して行われた。）この時点で、米国における要請活動を行ったのは神奈川県と沖縄県だけである。しかし、神奈川県の場合は、「渉外知事会」の会長としての訪米である。県、国、米軍の間で定期的な協議の場を設定して協議し、さらに 2011 年当時までに 14 回にわたる独自の対米要請活動を行っているのは、依然として沖縄県のみである。

2011 年段階の資料と電話インタビューから、以下のことが再度確認された。総じて①米軍基地から発生する問題をめぐる県・国・米軍の“協議”は、他県の場合は、防犯・防災を主とした「連絡調整・意見交換」にとどまっているのに対し、沖縄県の場合は、国と米軍に“対等な関係のスタンス”を保ちつつ、さまざまな実質的問題の討議と解決にまで踏み込んでいること、②米軍基地の縮小返還に関して、沖縄県知事以下の関係者が何度も訪米して直接、米政府関係者に要請するという活動など、他県には見られない独自の特徴があることも同様であった。

(4) 電話インタビュー、および沖縄県知事公室基地対策課（2018a）、p.74。

(5) “人間の安全保障”という概念は多義的であり、論者によって多少異なるが、人間の安全保障委員会報告書『安全保障の今日的課題』（2003、pp.11-12）によると、「暴力を伴う紛争が起きていないことだけでなく、…人権、良い統治、教育や保健医療へのアクセスのみならず、一人ひとりの人間が可能性を表現する機会と選択肢を手にも含まれている」とされる。

2019年の電話インタビュー調査結果は表3の通りである。

表3. 各県の定期的な米軍基地関係協議会の有無、および知事もしくは県職員の米国における要請活動の有無に関する電話調査（2019年9月10日、11日）

（担当部課名は、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会『米軍基地の解決に向けて取り組んでいます』（PDF）、2017年に基づく）

都道府県名	担当部課名	定期的協議会	米国における要請活動
1 北海道	総務部危機対策局危機対策課	なし	なし
2 青森	危機管理局防災危機管理課	なし	なし
3 埼玉	企画財政部企画総務課	なし	なし
4 千葉	総合企画部政策企画課	なし	なし
5 東京	都市整備局基地対策部	なし	なし
6 神奈川	政策局基地対策部基地対策課	あり	なし
7 静岡	くらし・環境部県民生活局 県民生活課	なし	なし
8 京都	総務部総務調整課	あり	なし
9 広島	地域政策局国際課	なし	なし
10 山口	総務部岩国基地対策室	なし	なし
11 福岡	総務部防災危機管理局 防災企画課	なし *a	なし
12 長崎	危機管理課	あり	なし
13 沖縄	知事公室基地対策課	あり	あり

*a 電話インタビューでは、福岡県は、福岡市や地域団体と一緒に、「板付基地返還促進協議会」を結成し、ほぼ毎年、在日米軍司令部に返還要請陳情書を送っているとのことである。複数の県が、米軍による事故・事件が起きた時に、その都度、抗議や要請を行っていること述べた。しかし、これらの抗議や要請は、米軍基地をめぐる様々な問題（例えば、騒音問題、環境問題、犯罪、用地の返還）を、県と国と米軍の間で定期的に協議する場ではないので、集計では「なし」とされた。

表3を見ると、県と国、米軍の間で定期協議会を設けている県は、4県に増えている。京都府では、2014年12月に京丹後市に米軍通信施設ができた。インタビューした職員によれば、同年の10月に京都府と京丹後市、区の代表、警察、国、米軍の間で、さまざまな問題を話し合う協議会が発足し、実際3ヶ月に1回、話し合いがもたれているということである。その職員は「米軍基地の存在は、地域に影響を与える。地域が協議に参加するのは当然である」と述べた。

神奈川県と長崎県については、県、国、米軍の三者の協議会が、2011年の調査時

と同様の形で続いていることが今回も確認された。しかしながら、アメリカ本国における要請活動をしているのは、今回も沖縄県のみである。沖縄県は、1985年～2019年に、合計21回もの米軍基地に関する訪米要請活動を行っている。

ちなみに、沖縄県知事公室基地対策課の『沖縄の米軍基地』（2018a）の対米要請活動の部分を読むと、1985年の西銘知事による第1回の訪米から、2012年の仲井間知事による第15回訪米の相手先や内容について、「主な要請先」「主な要請内容」とされているが、2015年の翁長知事による訪米以降は「主な面談先」「主な意見交換内容」と書かれている。2019年9月に対面インタビューした基地対策課の担当者も、理由はよくわからないとのことであった。⁽⁶⁾

VI. 沖縄県による訪米要請活動の具体例

沖縄県の訪米要請活動は、1985年から2018年まで、平均すると1年半に1回行われている。各訪米の詳しい内容については、筆者の2003年の論文で第9回までは紹介している。以下では第9回以降の各知事による要請事例のいくつかを紹介する。

第9回（1998年5月15日～5月30日）

構成員：大田沖縄知事、比嘉宜野湾市長、宮城浦添市長、吉田金武町長 他

主な要請先：オルブライト國務長官（デミング東アジア担当上級顧問）、コーエン国防長官（キャンベル国防次官補代理）、クルラック海兵隊総司令官（スティー爾副参謀長）他

主な要請内容：

- ア 「基地返還アクションプログラム（素案）」に基づく、米軍基地の計画的かつ段階的返還について
- イ 普天間飛行場の早期返還について
- ウ 在沖米軍兵力の削減について

(6) NPO「新外交イニシアチブ（ND）」の猿田佐世事務局長は、2014年に名護市の稲嶺市長、2015年には翁長知事に随行する訪米団と共に訪米し、対米要請ロビイング活動を行った。猿田事務局長によると、「要請先」は文字通り「要請した相手先」であり、必ずしも本人に会わなかった可能性がある。一方「主な面談先」は、“実際に面談して意見交換した”のではないかと推測している（2020年、3月12日、NDオフィスでのインタビュー）。辺野古問題についての、NDと猿田氏のアメリカ政府関係者へのロビイング活動については、猿田佐世（2016）、pp.20-32に詳しく書かれている。

- エ 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機騒音の軽減等について
- オ 米軍の演習に伴う事故の未然防止と安全管理の徹底について
- カ 米軍の基地運用による自然環境破壊の防止対策の強化について
- キ 重国籍児の教育権の確保について 他

第10回（2001年5月13日～5月26日）

構成員：稲嶺沖繩知事、岸本名護市長 他

主要要請先：パウエル国務長官、アーミテージ国務副長官、ラムズフェルド国防
長官（ウォルフオビッツ国防副長官）、ブレア太平洋軍総司令官 他

主要要請内容：

- ア SACO 合意事案の着実な実施及び更なる米軍基地の計画的、段階的な整理縮小について
- イ 普天間飛行場の移設に当たっての条件整備について
- ウ 海兵隊の演習・訓練の移転及び海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減について
- エ 日米地位協定の見直しについて
- オ 基地の運用に伴う事件・事故の未然防止と安全管理の徹底並びに隊員の教育及び綱紀粛正の徹底について

第13回（2009年11月3日～11月11日）

構成員：仲井間沖繩知事、松沢神奈川県知事

主要要請先：クリントン国務長官（ドノバン筆頭次官補代理）、ゲーツ国防長官（グ
レグソン次官補）

主要要請内容：

- ア 米軍基地から派生する諸問題の解決促進
 - ・米軍基地の運用に伴う事件・事故の防止
 - ・嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における航空機騒音の軽減
 - ・普天間飛行場の危険性の除去
- イ 米軍基地の整理縮小の実現
 - ・海兵隊要員等の兵力削減
 - ・普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧、牧港補給地区等の返還
 - ・鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還並びに訓練地域の一部解除

ウ 日米地位協定の抜本的な見直し

渉外知事会による要望：

ア 日米地位協定の見直しに関する日本国政府への要望内容

- ・環境法令等国内法の順守及び環境対策の徹底
- ・事件・事故に係る安全対策等の確立
- ・地元意向を尊重する制度の構築

イ 日米地位協定に基づく環境特別協定の締結についての提案

第16回（2015年5月27日～6月5日）

構成員：翁長沖縄県知事、城間那覇市長、稲嶺名護市長、石嶺読谷村長 他

主な面談先：国務省（ヤング日本部長）、国防総省（アバクロンビー国防次官補代理代行）、連邦議会関係（マケイン上院軍事委員会委員長、リード上院軍事委員会副委員長、ビショップ下院議員、コ克蘭上院議員、デント下院議員、ヒロノ上院議員、ガバード下院議員、シャーツ上院議員）他

主な意見交換内容：

- ・沖縄の過重な基地負担の状況について
- ・普天間飛行場の辺野古移設に関する沖縄県の考え方等について
- ・日米安全保障体制への認識について⁽⁷⁾

第20回（2018年11月11日～11月16日）

構成員：玉城沖縄県知事（池田沖縄県知事公室知事公室長、他5人）

主な面談先：中満泉国連事務次長、国務省（マーク・ナッパー米国務次官補代理）、国防総省（ポール・ボスティ日本部長代理）、連邦議会調査局（マーク・マーニン氏、他3名）、メイジャー・ヒロノ上院議員、デイビッド・プライス下院議員、ブルッキングス研究所（マイケル・オハンロン上級研究員）、外交問題評議会（シーラ・スミス首席研究員）、杉山晋輔駐米日本国大使、マイク・モチズキ・ジョージワシントン大学教授

(7) 沖縄県知事公室基地対策課（2018a）、pp.113-115。文言については、冊子の中の表現をそのまま用いた。

目的及び概要：「玉城知事が、辺野古に新基地を造らせないことを公約に掲げ、沖縄県知事選挙において過去最多得票で当選したこと、沖縄の過重な米軍基地負担の現状などについて説明し、対話をとおして、基地問題の解決について理解と協力を、米側に求める必要があると考え、11月11日から16日まで、訪米した。」⁽⁸⁾

玉城知事は、2019年10月14日～20日にも、沖縄県の過重な基地負担の現状、普天間飛行場の辺野古移設計画、軟弱地盤による工期等の問題、環境等に与える影響の評価、基地としての運用の問題等を訴えるために、2回目の訪米を行っている。まずスタンフォード大学で講演を行い、その後、ペリー元国防長官など有識者と意見交換し、ワシントンD.C.においては、連邦議員（10人）のほか、国務省と国防省の政府関係者（2人）、アマコスト元駐日大使、ルース元駐日大使などの有識者（計4人）、連邦議会調査局員など計17人と意見交換している（沖縄県知事公室基地対策課、2019b）。

以上を見ると、沖縄県がどのような訪米要請活動をしたかがわかる。訪米団は、大学での講演や元政府高官、政治家、有識者を招いたシンポジウムなども行っている。玉城知事もニューヨーク大学で講演を行った。驚くのは、要請内容が具体的で多岐にわたることである。外交・防衛は国の専管事項であるとする見方がある一方で、47都道府県の一つにすぎない沖縄県が、地位協定の改正を含め、“環境法令等国内法の順守及び環境対策の徹底”といった本来は日本政府が米国政府に要請もしくは要求する必要のあることまで行っている。

次にこのような状況を理解するための理論モデルについて見てみよう。

Ⅶ. 沖縄県の訪米要請活動の背景を理解するための理論モデルについて

沖縄県の訪米要請活動について理解するために、筆者は2003年の論文で、R. KeohaneとJ. Nyeによって唱えられた複合的相互依存モデル（complex interdependence model）を参照した。その内容を要約すると、次のようになる。複合的相互依存モデルは、それまでの伝統的な国家や安全保障、軍事力に焦点を当てた

(8) 沖縄県知事公室基地対策課（2019b）「知事訪米の概要（平成30年11月）」（ブリーフィング文書）、pp.1-8。目的及び概要に関しては、文書中の文をそのまま引用した。

国際政治モデルに代わって提唱された国際政治のモデルである。1970年代の後半に姿を見せ始め、1980年代以降進展していった国際政治の特徴は、①国家とともに、国家以外の多様なアクター（多国籍企業、地方自治体、NGO/NPO、宗教組織、テロリスト組織、国際組織など）が、さまざまな回路を通じて相互作用をし、②問題領域も相互に浸透し合い、優先順位も時々に応じて変わり、③軍事力以外の影響力手段も重要になってくるというような状況である（Keohen & Nye, 1977, pp.24-37; 名嘉憲夫, 2003, pp.189-190）。この状況は、B. Manning が、国際政治（international）と国内政治（domestic）が直接結びついたり、融合している“国際内政治”（インターメスティック・ポリティクス、“intermestic politics”）と呼んだ状況でもある（Manning, 1977）。国家政府以外のさまざまなアクターが国境を越えて相互作用する関係は、一般に「国境横断的關係」（transnational relations）と呼ばれる。

1985年に西銘知事によって始められた訪米要請活動は、保守政党の知事であっても基地問題に取り組んでいることをアピールするという意味合いがあったが、その背景には、国際政治状況のこのような長期的な性格の変化もあった。それに加え、1989年から1990年にかけて起こった東欧革命、冷戦の終結、日米構造協議、イラクのクウェート侵攻などへの対応を契機として、国内政治に分裂や変動が生じ、そのなかから、政治改革、行財政改革、地方分権などの新しい動きが生まれた。その過程で、中央政府と地方自治体の関係が相対的に変化し、1990年代を通じて、沖縄県でも大田知事がほぼ毎年のように訪米して、直接、基地問題を訴えるという活発な動きに結びついた。1995年の米兵による少女暴行事件に対する沖縄民衆の抗議もこれに追い風になった。

表4は、歴代の県知事の訪米要請活動についての集計である。訪米要請活動を始めたのは保守政党の西銘知事（就任3期1978-1990、通算12年）であるが、任期2期目の1985年に1回、3期目の1988年に1回、合計2回しか訪米していない。一方、太田知事は、1991年から7回、しかも、ほぼ毎回、複数の市町村長を引き連れて訪米した。表4をみると、太田知事は突出しているものの、全体としては緩やかに増えていることがわかる。玉城知事はすでに2回訪米しているが、2000年初頭から広がったコロナ感染症流行のため、2021年現在、訪米を控えているとのことである。⁽⁹⁾

(9) 2021年8月27日、沖縄県知事公室基地対策課への電話による問い合わせで確認。

表4 沖縄返還（1972年）後の歴代沖縄県知事による訪米活動

（データの出所：沖縄県知事公室基地対策課（2018a）『沖縄の米軍基地』、pp.112-116 および県資料から）

知事名	屋良朝苗	平良幸一	西銘順治	大田昌秀	稲嶺恵一	仲井眞弘多	翁長雄志	玉城康弘
任期	1972-1976	1976-1978	1978-1990	1990-1998	1998-2006	2006-2014	2014-2018	2018- 現在
任期数	2期	1期	3期	2期	2期	2期	1期*	1期
訪米回数	0	0	2	7	2	4	4	2
訪米年			1985 1988	1991 1993 1994 1995 1996 1997 1998	2001 2005	2009 2009 2011 2012	2015 2016 2017 2018	2018 2019

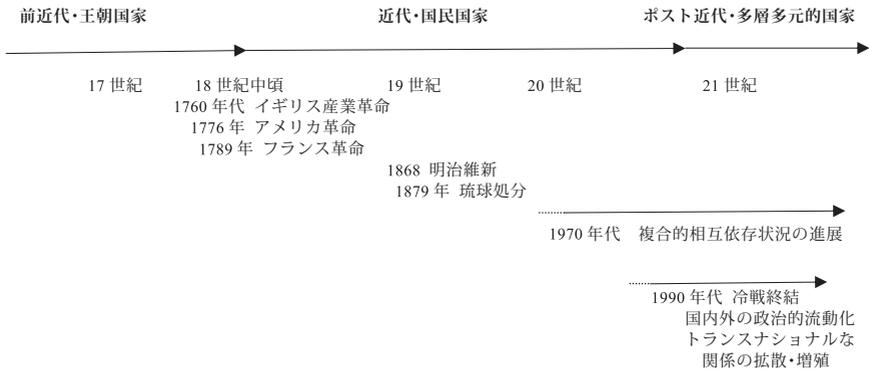
*翁長知事は、在職中に死去

図1は、沖縄県の対外活動を理解するための手助けとなりうる長期的、中期的、短期的視点を組み合わせた“理念型的国家”とそれに係る政治状況をモデル化した図である。D.Bell（1975）やA.Toffler（1982）による情報社会論を参考にしたこの図では、「前近代王朝国家」「近代国民国家」「ポスト近代の多層多元的国家」の三つの国家の特徴を理念型化している。このモデルのメリットは、現在の沖縄県の対外活動を、ポスト近代社会への移行という長期的な視点から位置づけて理解することを可能にする点にある。

マックス・ヴェーバーによって提唱された理念型モデルは実証モデルではなく、現実のさまざまな側面を抽象して論理的に整合性のある形にした「純粹型」であり、比較や仮説生成のために用いられる理論モデルである。図のモデルは、現実に人間社会がそのような方向に向かっていることを示しているのではない。それは、現在の政策の意味を長期的視点から解釈し、選択肢の一つとして、さらにその方向に政策を進めることを可能にするような一つの“参照手段”（分析のためのツール）にすぎない。しかし、そうではあっても、現在進行形の政策を長期的視点から考えていくことには意味がある。20世紀後半から21世紀前半の現在は、近代国民国家からポスト近代の多層多元的国家に移行する混乱した過渡期のようなもので、沖縄県の対外活動を、このような長期的視点から理解することは、将来の方向についての全体的なイメージを

持つ手助けになるであろう。

図 1. 沖縄県の対外活動の背景を理解するための長期的視点、中期的視点、短期的視点の重層的な組み合わせモデル



玉城知事は、2018 年 11 月の第 1 回の訪米時に、ニューヨーク大学で講演を行い、次のように述べている。

辺野古新基地建設問題の解決策を沖縄県にだけ問うのではなく、日本とアメリカ市民の皆さんが「自分のこと」として捉えていただき、一緒に解決策を考え、太平洋をこえて、つながって、行動する輪を広げていただきたい…[辺野古の問題は] 反米とか反基地というイデオロギー的な主張ではなく、これ以上基地はいらないという、生活者のリアルな声である。沖縄県は、辺野古新基地の問題を解決するため、沖縄と日本と米国の三者対話を持ちたいと切望している。…しかしながら、当事者であるアメリカは、それは「日本国内の問題」だと片付けてしまう。他方の当事者である日本政府は、地位協定などを理由として、沖縄からの苦情を切り捨てている。そして、沖縄からの民意は最初からなかったかのように消されていくのが常となっている。基地を作る日本、基地を使う米国、どちらも責任の当事者であるはずである。その基地を押し付けられている沖縄からの声はどこに届けばいいのか。日米両政府は、民主主義の誠意をもって沖縄と真摯に対話すべきである。…アメリカは、沖縄を「日本国内の問題」に閉じ込めているが、実は沖縄の中でもアメリカの民主主義が問われている。膨大な数の軍人が海外の基地に駐留する現実から言えばアメリカ

軍の基地の問題は、アメリカ問題と同等に扱われるべきであり、アメリカの民主主義もまた、国境を超えるべきではないかと考える（沖縄県知事公室基地対策課，2018b, pp.5-6）

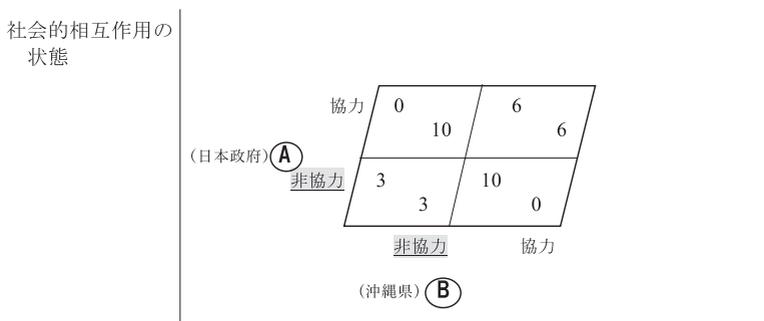
玉城知事の以上のようなスピーチを聞くと、沖縄県の訪米要請活動が、米軍基地をめぐる当事者の一人として、トランスナショナルな政治過程に参加している様子が垣間見える。米軍基地の問題は、法的には国家としての日米政府の“専管事項”であるかもしれない。しかしながら、現実の政治過程においては、非国家アクターである沖縄県が、国内政治と国際政治が連続・融合した“インターメスティックな政治状況”において、国境を越えて影響力を行使し、現状を変えようとしている活動の一つとして捉えられるのである。

VIII. 紛争解決論の理論的枠組みによる対米要請活動の理解

以上の考察で、沖縄県の訪米要請活動が、複合的相互依存や“インターメスティックな政治状況”において、国境を越えて影響力を行使し現状を変えようとしている活動の一つであることはわかった。ここでは、構想中の紛争解決論の理論的枠組みとそれを表した図を用いて、訪米要請活動について理解を試みたい。

図2は、相互依存状況における行為者A（日本政府）とB（沖縄県）の行動を、2人2選択肢（2 x 2）のゲーム論的な相互作用マトリックスを援用して図解したものである。

図2. 相互依存状況における行為者A（日本政府）とB（沖縄県）の行動のゲーム論的なマトリックス（辺野古新基地建設をめぐる現在の「非協力-非協力」の状態）



沖縄県と日本政府の辺野新基地をめぐる「非協力-非協力」の状態が、現在の状態である。もし日本政府が沖縄県の意向に沿った「協力」を選び、沖縄県が「非協力」を選ぶとすると、両者の利得（利益）の組み合わせは (0, 10) になる。逆に、沖縄県が辺野古建設を受け入れて「協力」し、日本政府が「非協力」であれば、日本政府の意志が貫かれ、結果は (10, 0) の利得の組み合わせになる。現状では、両方が「非協力-非協力」で譲り合わないで、結果的に (3, 3) の低い利得状態になっている。この状況は、両者が「国地方係争処理委員会」や裁判所への申し立てを行ったり、現場での機動隊による力の行使と住民の抵抗という、両者の“意志の主張の応酬”の状態を表している。その結果、辺野古基地建設の費用も工期も増大し、住民の抵抗も長引いた厳しい状態になっている。

図3は、相互依存状況における行為者A（日本政府）とB（沖縄県）の行動を、2人3選択肢（2 x 3）で構成された“解決論的な相互作用マトリックス”を用いて図解したものである。（協力と非協力の中間のセルは、さまざまなレベルや内容の部分的な協力や非協力の選択肢を表す。）

図3. 相互依存状況における行為者A（日本政府）とB（沖縄県）の行動の“解決論的マトリックス”（「非協力-非協力」の状態から、「協力-協力」の状態への移行の模索）

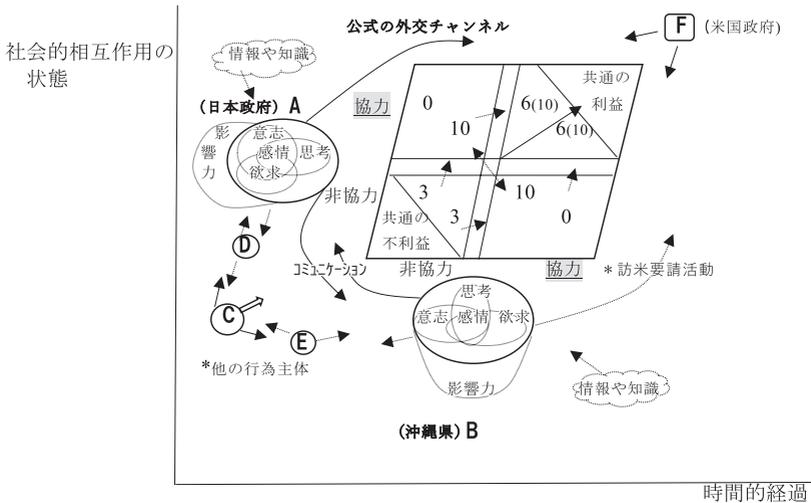


図3を見ると、沖縄県が現在の「非協力-非協力」の状態から、なんとかして「協

力-協力」の状態へ移行しようとして、対米要請活動を行っていることが理解できる。行為主体 E は、例えば新外交イニシアティブ ND である。C は、例えば比較的中立的な専門家団体を指す。⁽¹⁰⁾ 辺野古の東側の地盤は軟弱で、専門家集団がたびたび警告を発している。D は日本政府の立場を支持する集団や組織である。

辺野古の埋め立て予定地に関する国内外の研究者による新たな情報や知識の獲得、そしてそれらのメディアによる報道も、政治過程に影響を与えるであろう。なによりも、日本政府と沖縄県が、それらの情報や知識を用いて、問題解決のために直接コミュニケーションを行うことが重要になる。紛争解決論では、解決のための“選択肢形成の重要性”を強調するが、専門家による提案も含めてさまざまな選択肢を形成し、現在の双方の「(3, 3) + “共通の不利益”」の状態から、「(6, 6) + “共通の利益”」の実現の状態へ変化させることが解決の鍵になる。辺野古問題の解決の方向性については、新外交イニシアティブ編『辺野古問題をどう解決するか』(2017) が、さまざまな具体的な解決策を検討していて大変参考になる。(どのような解決のための選択肢が可能かについては、別の機会に論じたい。)

ちなみに、「協力」の場合の利得表記の 6 (10) の意味は、解決のためには双方が何らかの意味で折れ合わないといけないので、自己利益が貫徹した場合の 10 よりも利得は低くなるが、それぞれの真の利益関心 (ニーズ) が満たされた場合を (10) の利得獲得とみなすという意味である。影響力は「パワー」と言い換えてもよい。また、それぞれの行為主体のもつ「思考、感情、意志、欲求」は、実際は組織としての“集合的な思考、感情、意志、欲求”である。現実の政治過程の分析では、下位組織におけるメンバーの“集合的な思考、感情、意志、欲求”や、関係省庁の“押し合い引き合い”も考慮する必要がある、より複雑な状況分析が必要になる。

IX. 研究の意義

本論文では、米軍基地をめぐる沖縄県と国と米軍の協議の場の有無、訪米要請活動の有無を、県の発行した資料を参考にしつつ、2001 年、2011 年、2019 年の電話イ

(10) 現実の世界では、C はさまざまな行為主体でありうる。日米政府は、辺野古新基地建設の理由の一つとして、中国の台頭を念頭に置いた「東アジアにおける安全保障環境の悪化」をあげる。この場合、中国政府という行為主体の動きが、直接的・間接的に、日本政府と沖縄県の相互作用に影響を与えている。したがって、辺野古問題を解決しようとするれば、日本政府と沖縄県、アメリカ政府、中国政府の 4 つの行為主体の関係や動きを、念頭に入れる必要がある。

インタビューの結果を基に、基地を抱えた他府県の状況と比較しながら分析した。沖縄県と国、米軍との協議体制、そして沖縄県の訪米要請活動が、他府県にみられない特徴を有していることが確認された。さらに、それらの行動を、複合的相互依存モデルや“インターメスティック・ポリティクス”モデル、紛争解決論の分析枠組みを用いた視点からの考察も加えた。訪米要請活動にかかわる沖縄県と日本政府、アメリカ政府をめぐる政治過程についてのこのような研究はほとんどない。したがって、この研究は、その過程を理解するのに役立つであろう。

しかし、沖縄県の対米活動が、実際にどれほど米政府の政策形成に影響を与えたかについては、今後、入念な研究が必要であろう。この点については、大田昌秀知事と県庁職員の発言をもとに、訪米活動の「成果」について、筆者が2003年の論文で若干の言及を行ってはいる。NDの猿田佐世は、半年にも及ぶアメリカ政府関係者へのロビイングを通じて、2016年の当初の「国防権限法」案にあった「辺野古が唯一の選択肢」という条文を削除させることに成功したと述べている。⁽¹¹⁾猿田によると「日本、沖縄からの、外交当局者以外の働きかけでアメリカの法案が変わったのは、極めて珍しいことであり、歴史的な大成果である。」としている(猿田, 2016, p.32)。

沖縄県ホームページの「ワシントン駐在活動状況報告」では、米国会計検査院(GAO)報告書に、辺野古新基地建設の懸念事項が記載されたことや、米国連邦議会・下院軍事委員会即応力小委員会で、国防権限法案に関する書面に辺野古新基地建設への懸念事項が記載されたことなど、4件の訪米要請活動の「成功事例」があげられている。⁽¹²⁾

政策形成過程というのは複雑な過程であり、今後、さらに詳しい事例分析や理論的考察も必要であろう。本稿では、ひとまず現時点での考察の結果を示した。米軍基地を抱える自治体や、この問題に関心のある研究者の参考になれば幸いである。

(11) 猿田(2016, pp.31-32)によると、2016年の春から夏にかけて、NDでは「国防権限法についての要請書」を作成し、これに沖縄のリーダーたちからの賛同署名を集めて、アメリカ議会内でのロビイングを行った。10月に、「辺野古が唯一の選択肢」という条文が削除された形で、2016年度の国防権限法が成立した。

(12) 沖縄県 HP、ワシントン駐在活動状況報告、「ワシントン駐在活動による成果について」(PDF)
(閲覧日: 2021年8月29日)

<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/washington.html>

参考文献

- 明田川融 (2008) 『沖縄基地問題の歴史』 みすず書房。
- 伊波洋一 (2006) 「米軍再編と沖縄基地、普天間の行方は？」、沖縄国際大学公開講座委員会『基地をめぐる法と政治』(109 - 137 頁) 編集工房東洋企画。
- 市岡政夫 (2000) 『自治体外交：新潟の実践・友好から協力へ』 日本経済評論社。
- 上村英明 (1991) 「市民外交の挑戦」『平和研究』16 号、88 - 99 頁。
- 浦田賢治 (2000) 『沖縄米軍基地法の現在』 一粒社。
- NHK 取材班 (2011) 『基地はなぜ沖縄に集中しているのか』 NHK 出版。
- 沖縄県総務部知事公室基地対策室 (1998a) 『沖縄の米軍基地』。
- _____ (1998b) 「基地関係情報収集等業務委託事業」(事務文書)。
- _____ (1998c) 「三者連絡協議会議題等について」(事務文書)。
- 沖縄県知事公室基地対策課 (2018a) 『沖縄の米軍基地』。
- _____ (2018b) 「知事訪米の概要 (平成 30 年 11 月)」(ブリーフィング文書)。
- _____ (2018c) 「沖縄から伝えたい。米軍基地の話」(冊子)。
- _____ (2018d) 「What Okinawa Wants You to Understand about the U.S. Military Bases」。
- _____ (2019a) 『沖縄の米軍及び自衛隊基地 (統計資料集)』。
- _____ (2019b) 「知事訪米の概要 (令和元年 10 月)」(ブリーフィング文書)。
- 沖縄タイムス社編 (1996) 『50 年目の激動』 沖縄タイムス社。
- 沖縄タイムス社基地問題取材班 (1984) 『沖縄の基地』 沖縄タイムス社。
- 沖縄国際大学公開講座委員会 (1997) 『沖縄の基地問題』 ボーダーインク。
- 我部政明 (2003) 『世界のなかの沖縄、沖縄のなかの日本』 世織書房。
- Keohen, Robert. & Nye, Joseph. S. (1977). *Power and Interdependence: World Politics in Transition*. Boston: Little, Brown and Company.
- 猿田佐世 (2016) 『新しい日米外交を切り拓く』 集英社。
- 自治労連・地方自治問題研究機構 (2010) 『脱日米同盟と自治体・住民：憲法・安保・基地・沖縄』 大月書店。
- 島袋純・阿部浩己編集 (2015) 『沖縄が問う日本の安全保障』 岩波書店。
- 渉外関係系東京都府県知事連絡協議会 (2017 年) 『米軍基地の解決に向けて取り組んでいます』(PDF)、事務局・神奈川県政策局基地対策部基地対策課。
- 新外交イニシアティブ編 (2017) 『辺野古問題をどう解決するか』 岩波書店。
- Toffler, Alvin (1982), 『第三の波』(*The Third Wave*, 1980) (徳岡孝夫 監訳) 中央公論。
- 名嘉憲夫 (2003) 「沖縄県の対外活動と地方自治・分権 - 独自の国際交流活動と米軍基地返還要請活動」、宮崎正康+地域研究会=編『地方分権：改革と課題』(186-212 頁) 山川出版社。
- _____ (2012) 「米軍基地をめぐる沖縄県の対外活動の独自性」(早稲田大学「復帰 4 周年沖縄国際シンポジウム：これまでの沖縄学、これからの沖縄学」での発表原稿)
- 人間の安全保障委員会 (2003) 『安全保障の今日的課題：人間の安全保障委員会報告書』 朝日新聞社。
- Haass, R. N. (2008). The age of nonpolarity. *Foreign Affairs*, 55(2), 306-324.
- Bell, Daniel (1975) 『脱工業社会の到来』 上・下 (*The Coming of Post-Industrial Society, 1973*) (内

田忠夫他訳) ダイヤモンド社。

Manning, Bayless. (1977). The congress, the executive, and intermestic affairs: Three proposals.
Foreign Affairs, 55(2), 306-324.

前泊博盛 (2011) 『沖縄と米軍基地』 角川グループパブリッシング。

松本英樹 (2004) 「沖縄における米軍基地問題」『レファレンス』 7、36 - 60 頁。

世一良幸 (2010) 『米軍基地と環境問題』 幻冬舎ルネッサンス。

Distinct Features of Foreign-Relations Activities of Okinawa Prefecture

<Summary>

Norio Naka

The history and culture of Okinawa are often said as “distinct.” The foreign-relations activities of Okinawa Prefecture also display distinct features as compared to those of the other 13 prefectures in which U.S. military bases are stationed in Japan.

In the current study, along with an investigation of relevant documents, telephone interviews with officials in the U.S. military base affairs division of 13 prefectures were conducted in 2001, 2011, and 2019. After close investigation on those data, it was found that only Okinawa Prefecture has regular meetings between the Japanese government and U.S. military with regard to U.S. military bases, and regular visits for lobbying U.S. government officials, Congress members, and experts on U.S military base issues in Okinawa.

To interpret the results of the data analysis, several theoretical frameworks, such as the complex interdependence model, “intermestic politics model,” and the writers “resolving matrix model,” are suggested. However, further concrete analysis of the political processes will be necessary.